運行の流れと各段階で想定される課題について

①対象とする運行形態の検討

どのような運行形態について、他営業所か らの指示を許容するか検討が必要。(2地 点間を定時で運行する形態等)

運行前の準備

運行に関する状況を適切に 把握するための体制整備

> 運行指示書の作成 (貨物、貸切のみ)

②営業所に求められる要件の検討

悪質違反歴や行政処分歴等、一定の要 件を設けるべきか検討が必要。

③責任の所在の明確化

事故や違反行為が生じた際の責任の所

在の明確化が必要。

⑤運転者からの申し出

指示を行う必要がある。

1.日常の健康状態

4.適性診断の結果

5.指導監督の記録

6.過去の事故歴

3. 労務時間

2.運行中の投薬状況

(運行中の指示に必要な情報)

馴染みのない運行管理者に対し、体調不 良の際に報告しにくい環境になるおそれ。

⑥指示に必要な情報の共有・確認

運転者の所属営業所で管理する以下

運行管理者が適切な指示を行うために、

の情報を共有し、これらを確認した上で

7.運転者台帳の内容

10.運行情報(車両位置)

8.車両の整備状況

9.運行経路情報

11.点呼結果

運行中

乗務前点呼

(運転者)

疾病、疲労、睡眠不足、 天災その他の理由による 運転継続困難申し出

(運行管理者)

天災その他の理由に伴う 指示

運転者の疾病、疲労、睡 眠不足その他の理由に伴 う指示

運行指示書の変更に伴う 指示

④運行管理の引継ぎの検討

運行管理者が入れ換わるタイミングで、 指示漏れ、異なる指示の重複がおきな いように確実な引継ぎの検討が必要。

⑨運行管理者のなりすましの防止

馴染みのない運行管理者による指示と なるため、運行管理者のなりすましのお それ。

⑩指示者に求められる要件の検討

補助者でも指示を出せるようにするか等、 指示を出す者の要件の検討が必要。

①運行管理者への負担集中の防止

業務を1人の運行管理者に集中させる ことで、管理する営業所数、エリア、運 転者数の増加により、業務負担の肥大 化、及び管理の形骸化のおそれ。

②車両に関する指示方法の検討

馴染みのない車両の操作について、

確実な指示方法の検討が必要。

⑦労務管理

交替運転者の配置基準に係る交替タイミ ングや、連続運転時間制限対応のための 休憩のタイミングについて、指示者が把 握する必要。

⑧経路変更の指示方法の検討

乗り換え地点の変更や、経路の変更の確 実な指示方法について検討が必要。

乗り換え

点呼

👼 B営業所 🌇 運転者

A営業所

運行管理者

🦰 A営業所

A営業所 車両

管理営業所

(4) 運転者

点呼

③機器・システムの故障時の対応

機器・システムの故障時や施設の破損 時における対応方法の検討が必要。

運行中



B営業所 運行管理者

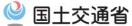
A営業所

乗務後点呼

運行指示者の一元化の課題に対する措置が講じられていない場合に 事業者が実施すべき事項(案)について ² 国土交通省



運行指示者の一元化において 想定される課題	左記課題に対する措置が機器・システムで講じられていない場合に事業者が実施すべき事項(案)
①対象とする運行形態の検討	実証実験で対象とする運行形態は2地点間を定時で運行するものに限るものとする。
②営業所に求められる要件の検討	検討会にて認められた営業所での実施に限るものとする。
③責任の所在の明確化	運行毎に、現在指示を担当している運行管理者が誰かを、関係する全営業所が常時把握できる体制を整備すること。また、時刻毎に指示を担当した運行管理者の氏名及び運行中に行った指示の内容を記録として残すこと。
④運行管理の引継ぎの検討	乗務前点呼記録及びそれまでに行われた運行指示の内容について、運行中の指示を行う運行管理 者が常に把握できる体制を整備すること。
⑤運転者からの適切な申し出	(事業者と個別に協議した上で付す条件の詳細を決定。以下に一例を示す。) 運行中の指示を行う運行管理者は、運転者と面識のある者に限る、もしくは遠隔点呼を執行した運行 管理者と同じ者に限る。
⑥指示に必要な情報の共有・確認	下記に示す事項に関する情報について、営業所間で事前に共有するとともに、運行管理者は、運行前に当該情報を事前に確認した上で運行中の指示を実施すること。 (運行中の指示に必要な情報) 1.日常の健康状態、2.運行中の投薬状況、3.労務時間、4.適性診断の結果、5.指導監督の記録、6.過去の事故歴、7.運転者台帳の内容、8.車両の整備状況、9.運行経路情報、10.運行情報(車両位置)、11.点呼結果
⑦労務管理漏れの防止	乗務前点呼記録と運行計画及び運行中に生じた運行計画の変更点について、運行中の指示を行う 運行管理者が常に把握できる体制を整備すること。また、運行管理者が行った指示の内容は、即時、 運転者が所属する営業所に共有すること。
⑧経路変更の指示方法の検討	乗務前点呼記録と運行計画及び運行中に生じた運行計画の変更点について、運行中の指示を行う 運行管理者が常に把握できる体制を整備すること。また、運行管理者が行った指示の内容は、即時、 運転者が所属する営業所に共有すること。【⑦再掲】
⑨運行管理者のなりすましの防止	運行中の指示を行う運行管理者のリストを国交省に提出すること。
⑩指示者に求められる要件の検討	実証実験にあたり、他営業所の運転者に運行中の指示を行うのは運行管理者に限るものとする。
⑪運行管理者への負担集中の防止	運行管理者が指示を行う運行数、運転者数等、実証実験で実施する指示の範囲について国交省に 事前に報告するとともに、③の記録を国交省に提出すること。
⑫車両に関する指示方法の検討	(事業者と個別に協議した上で付す条件の詳細を決定。以下に一例を示す。) 当該車両の日常点検結果及び整備記録について、運行中の指示を行う運行管理者が常に把握できる体制を整備すること。また、運行中の指示を行う運行管理者は、当該業務を行う前に車両の現物や資料を用いて、車両の操作方法について理解をしておくこと。
③機器・システムの故障時の対応	機器・システムの故障等、運行中の指示の実施が困難になった場合は、指示者を運転者所属の営業所の運行管理者に交替した上で運行を継続すること。 また、機器・システムの故障等が発生した理由について、国交省に直ちに報告すること。



提案事業者について

● 事業者名:ジェイアールバス関東株式会社

● 運行形態:乗合バス・高速バス

● 営業拠点:東京都、長野県、福島県、静岡県 他

● 営業所数:17箇所

● 所属運行管理者数:112名

● 所属運転者数:700名

● 保有車両数:442両

運行指示者の一元化の内容について

● 提案理由:運行指示の統一による運行便の安全性・確実性向上

● 運行指示の一元化を行う区間: 【運行指示を行う営業所】 館山営業所

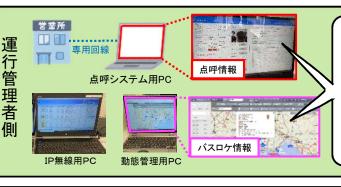
【運行指示を受ける営業所】 東京営業所

【運行指示の一元化を行う路線】 房総なのはな号/新宿なのはな号(東京・新宿⇔館山)

● 運行指示の一元化の頻度(目安):9回/日



実証実験において使用する機器・システムの内容



ディスプレイに表示される主な情報

・車両現在地 ・ドラレコのリアルタイム映像

[点呼時に確認するものと同情報]

- ・運転者情報(体温・血圧(測定値及び最近の平均値)等)
- ・健康に関する質問項目(全15項目)に対する運転者の回答内容
- ・医療機関による過去の診断結果
- ・アルコール検知器の測定結果、測定時における測定箇所の写真
- ・指導監督の実施状況 ・事故歴 ・事前に入力された指示内容



指示を行った際に保存される主な情報

- •運行管理者氏名
- •運転者氏名
- 運転者の所属営業所
- ・運行指示を行った日時
- •指示内容



運行指示者の一元化において想定される課題に対する機器・システムによる措置

- 運行管理者が適切な指示を行うために必要な情報がディスプレイで確認できるようになっている。(課題⑥)
- ・運行管理者側のディスプレイに運転者毎の労務管理情報が常時最新で表示される。(課題⑦)
- ・運行管理者側のディスプレイに運行毎の経路情報が常時最新で表示される。(課題⑧)
- ・機器・システムの故障時に別の手段で運行指示を受けることができる。(課題⑬)

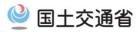
上記の内容に加え、当該事業者が追加で実施している内容

課題①~④、⑨、⑪、⑫に対する実施事項を行うとともに、課題⑤⑩に関しては以下の取組を行うこととする。

(課題⑤関係)点呼時の体温・血圧と平常時の体温・血圧との比較を運行管理者が確認できるようにする。また、運転者は報告相手が誰であるかは気にすることなく、報告できる運用とする。

(課題⑪関係)運行管理者がすぐに対応できる体制を講じていることを前提とし、一部を補助者により実施可能とする。

運行指示者の一元化の実証実験の内容について (2 岩手県北自動車(みちのりグループ))



提案事業者について

● 事業者名:岩手県北自動車株式会社(みちのりグループ)

● 運行形態:高速バス・乗合バス・貸切バス● 営業拠点:岩手県、青森県、宮城県、東京都

● 営業所数:11箇所

● 所属運行管理者数:56名

● 所属運転者数:404名

● 保有車両数:361両

運行指示者の一元化の内容について

● 提案理由:高速バスの運行指示業務の集約化による運行管理の改善

■ 運行指示の一元化を行う区間:

【運行指示を行う営業所】 盛岡営業所

【運行指示を受ける営業所】 宮古、久慈、八戸、青森営業所

【運行指示の一元化を行う路線】

・(久慈営業所)岩手きずな号(久慈・盛岡⇔東京)

・(宮古営業所)MEX宮古/盛岡(宮古・盛岡⇔さいたま・東京・横浜)

·(八戸営業所)MEX八戸(八戸·盛岡⇔新宿·川崎)

・(八戸営業所)MEX三沢(三沢・盛岡⇔新宿・東京ディズニーシー)

・(青森営業所)MEX青森(青森・弘前⇔さいたま・新宿・東京ディズニーシー)

● 運行指示の一元化の頻度(目安):5回/日



実証実験において使用する機器・システムの内容



ディスプレイに表示される主な情報

•車両現在地

[点呼時に確認するものと同情報]

- ·運転者の氏名、年齢 ·過去の点呼記録
- ・アルコール検知器の測定結果
- •アルコール測定時における測定箇所の写真
- ・点呼時の体温・健康診断の結果
- ·適性診断結果 ·事故歴 ·車両の整備状況



指示を行った際に保存される主な情報

- •運行管理者氏名
- •運転者氏名
- 運転者の所属営業所
- ・運行指示を行った日時
- •指示内容
- ・所属営業所の運行管理者に共有されたこと

運行指示者の一元化において想定される課題に対する機器・システムによる措置

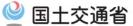
・運行管理者が適切な指示を行うために必要な情報がディスプレイで確認できるようになっている。(課題⑥)

上記の内容に加え、当該事業者が追加で実施している内容

課題①~④、⑦~⑪、⑬に対する実施事項を行うとともに、課題④に関しては以下の取組を行うこととする。

(課題⑤関係)点呼時に、指示を行う可能性のある運行管理者を運転者に通知する。また、顔写真付きの運行管理者 リストを乗務前に確認させることとする。

※事業者が本実証実験で扱う車両は全て運行指示を出す運行管理者が所属する営業所の車両と同型であり、⑫に関 しては検討の対象外とする。



提案事業者について

事業者名:広島電鉄株式会社運行形態:乗合バス・貸切バス

● 営業拠点:広島県● 営業所数:13箇所

● 所属運行管理者数:66名● 所属運転者数:847名● 保有車両数:545両

運行指示者の一元化の内容について

- 提案理由:運行管理体制の効率化
- 運行指示の一元化を行う区間:

【運行指示を行う営業所】 広島南営業所

【運行指示を受ける営業所】 廿日市営業所

【運行指示の一元化を行う路線】

- ・広島県西部(広島市および廿日市市)を運行する路線バス
 - 55号線 広島バスセンター~四季が丘・阿品台北
 - 12号線 廿日市市役所前駅~四季が丘
 - 13号線 廿日市市役所前駅~津田
 - 15号線 広電阿品駅~阿品台北
 - 廿日市市さくらバス西循環 廿日市市役所前駅~JR阿品駅
 - 廿日市市さくらバス宮内ルート 廿日市市役所前駅~廿日市市役所前駅 等
- ・広島県西部(広島市)を運行する定時定路線運行の貸切バス

五日市駅南口~コベルコ五日市工場

実証実験において使用する機器・システムの内容



ディスプレイに表示される主な情報

•車両現在地

[点呼時に確認するものと同情報]

- 運転者の氏名、年齢
- ・点呼時の体温・健康診断の結果
- 労務管理状況
- 適性診断結果・事故歴・車両の整備状況

無線機 GPS アンテナ 「<u>ASA/1Xをンター(XX) 1/4</u> 車内支援 モニター 通信ユニット

<u>指示を行った際に保存される主な情報</u>

- •運行管理者氏名
- •運転者氏名
- 運転者の所属営業所
- ・運行指示を行った日時
- •指示内容
- ・所属営業所の運行管理者に共有されたこと

運行指示者の一元化において想定される課題に対する機器・システムによる措置

・運行管理者が、運転者所属の営業所で管理する情報をディスプレイ等で確認することが可能。(課題⑥)

上記の内容に加え、当該事業者が追加で実施している内容

課題①~④、⑦~⑪、⑬に対する実施事項を行うとともに、課題⑤に関しては以下の取組を行うこととする。

(課題⑤関係)運行中の指示を行う運行管理者は、運転者と面識のある者に限る、もしくは過去に遠隔点呼を執行した 運行管理者と同じ者に限る。

※事業者が本実証実験で扱う車両は全て運行指示を出す運行管理者が所属する営業所の車両と同型であり、⑫に関 しては検討の対象外とする。